

インターネットサービス契約約款

この契約約款は、GMOイーネットワークス株式会社(以下「当社」とします。)が提供するインターネットサービスの利用を目的とする契約内容を定めます。お客様は、お申し込みの前に必ず本約款の内容をよく確認し、同意のうえでお申し込み手続きを行っていただくものとします。

第1章 総則

第1条(本約款の目的)

当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」とします。)第31条第5項に基づき、このインターネットサービス契約約款(以下「本約款」とします。)を定め、当社はこれによりインターネットサービス(以下「本サービス」とします。)を提供します。本サービスの契約者(以下「契約者」とします。)は本約款の内容を承諾したものとします。

第2条(約款の変更)

本約款の変更が契約者の一般の利益に適合するとき、または目的に反せず合理的であるとき、当社は契約者の事前の承諾を受けることなく本約款を改定することがあります。本約款が改定された後のサービスに係る料金、その他サービス提供条件は、改定後の約款によるものとします。

- (1)本約款を変更するときは、当社はその変更により影響を受けることとなる契約者に対し事前にその内容についてホームページなどで通知するものとします。
- (2)当該通知日より14日以内にお客様より本サービス利用に係る契約(以下「本契約」とします。)を解除する旨の書面が到達しなかったときは、約款の変更を承諾したものとみなします。
- (3)当社からネットワークを通じて契約者に発表される諸規約は、本約款に追加されたものとします。

第3条(用語の意味)

本約款の用語の意味は次のとおりとします。

- (1)契約者:当社と本サービスを契約している個人または法人
- (2)電気通信設備:電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
- (3)電気通信サービス:電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
- (4)ルータ:インターネット接続サービスの利用のために、契約者または契約者との契約より当社が設置するデータの蓄積・交換・中継を行う電気通信設備
- (5)集線設備:契約者に電気通信サービスを提供するための回線を収容する設備
- (6)ネットワーク:ルータ、集線設備およびサーバーを設置した当社の管理する場所オペレーションセンター

- (7)ドメイン名: インターネット上において ICANN によって一元管理されている体系に基づく個々のコンピュータを識別する名称の一部
- (8)ドメイン: 一つのドメイン名によって示される範囲
- (9)インターネット: インターネットプロトコルとして定められているネットワークアドレス
- (10)ハウジングサービス: 当社が契約者にサーバーを設置するスペースおよびインターネットの接続および電源の提供を行うサービス
- (11)ホスティングサービス: 当社が管理するサーバー(仮想サーバー)に、契約者のデータを保存する場所を提供するサービス
- (12)認識符号: 当社が本サービスの契約者を認識するために契約者に付与する符号
- (13)当社営業時間: 平日 10:00～18:00 とします。

第 2 章 インターネット・サービスの種類

第 4 条(GMO イーネットワークスインターネット・サービスの種類)

本サービスの種類は以下のとおりとします。

- (1)ハウジングサービス
- (2)ホスティングサービス

第 5 条(ハウジングサービスの品目)

- (1)1U コース
- (2)タワーコース

第 6 条(ホスティングサービス品目)

- (1)共有サーバー
- (2)VPS
- (3)専用サーバー
- (4)その他、個別のご要件に応じて構成されたプラン(以下「カスタムプラン」とします。)

第 3 章 利用契約

第 7 条(契約の単位)

- (1)ハウジングサービスは、契約者が使用する集線設備の 1 ポートごとに 1 契約
- (2)共有サーバーは、契約者が使用するドメインごとに 1 契約
- (3)VPS、専用サーバーは、契約者が使用するサーバーごとに 1 契約
- (4)カスタムプランは、契約者が使用するサーバーおよび、サーバー群ごとに 1 契約

第 8 条(最低利用期間・契約期間)

1. 本サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は 1 年間(ただし、契約請書に別段の定めがある場合には、当該契約請書に記載された期限。)とします。また、最低利用期間経過後の契約期間は原則として 1 年間とします。
2. 本契約の契約期間満了の 1 ヶ月前(当該日が土曜、日曜、祝日の場合は、その前営業日)までに当社に契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新されます。また更新時に利用料金を改定することがあります。
3. 契約者は、最低利用期間内に本サービスの品目を変更した場合、その変更前の月額利用料金の額から変更の月額料金の額を控除し、残高があるときはその残高に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに当社に一括して支払っていただきます。

第 9 条(契約の申込み)

本サービスの契約申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の事業所または申込所に提出するものとします。本サービスの申込に際し、契約者は、本約款の全ての内容について同意したうえで申し込むものとします。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2) サービスの種類、または品目
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他必要事項

第 10 条(契約申込みの承諾)

1. 当社は、本サービスを利用しようとする者(以下「申込者」とします。)から前条の契約申込みがあったときは、以下の場合を除き本サービスを引き受け、契約請書を送付します。
 - (1) 契約申込者が本サービスの料金等の支払を怠る、または怠る恐れがあるとき
 - (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき
 - (3) 本サービスの申込者が第 36 条に該当するとき
 - (4) 本サービスの契約申込書に虚偽の記載をしたとき
 - (5) 申込者が当社または本サービスの信用を毀損する恐れがある方法で、当該サービスを利用する恐れがあるとき
 - (6) 申込者がインターネットにおいて排斥される行為を行う恐れがあると認められたとき
 - (7) 当社による本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上困難なとき
2. 当社が承諾を行わない場合の意思表示は、電子メールを用いて契約者に通知するものとします。この場合、当社は、不承諾の理由等一切の開示義務を負わないものとします。

第 11 条(契約変更の申込み)

契約者が次の事項について契約変更の申込みをする場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の 1 ヶ月前の当社営業日(変更予定日を算入せず、1 ヶ月前とします。当該日が土曜日、日曜日、祝日の場合にはその前当社営業日)までに当社に提出するものとします。

第 12 条(契約変更の承諾)

契約変更の申込みがあったときは、以下の場合を除き本サービスの変更を引き受け、変更申込み請書を送付します。

- (1) 本約款第 10 条のいずれかに該当した場合

第 13 条(契約に基づく権利の譲渡)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することが出来ないものとします。

第 14 条(契約者の地位の承継)

1. 契約者において相続または合併があったとき、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により契約者の地位を継承した方は、承継の日から 6 ヶ月以内の当社営業日(承継の日を算入せずに 6 ヶ月とします。ただし、当該日が土曜、日曜、祝日の場合は、その前当社営業日)までに承継したことを証明する書類をそえてその旨を当社に通知することとします。
3. 第 1 項において、相続により契約者の地位を継承した人が 2 人以上いるときは、前項の期間内にそのうちの 1 人を代表者と定め、書面によりその旨を通知することとします。
4. 代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。代表者が定まった場合は、当社の通知などは代表者宛にします。

第 15 条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、住所または代表者に変更があった場合は速やかに書面によりその旨を当社に届けるものとします。

第 16 条(契約者が行う契約の解除)

1. 契約者が契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 1 ヶ月前の当社営業日(当該日が土曜、日曜、祝日の場合は、その前当社営業日)までに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、本約款第 8 条第 1 項に定める最低利用期間を満了していない場合は、本約款第 34 条に定める違約金を当社に支払うものとします。ただし、契約者が消費

者契約法に定める消費者に該当する場合、当社は事業者が生じる平均的な損害の範囲内で違約金を請求するものとします。

2. 最低利用期間経過後契約者が本サービスの途中解除を行ったとき、契約者が本サービスの利用料金を年間一括にて支払いを終えている場合は、一切返金いたしません。
3. 最低利用期間経過後契約者が本サービスの途中解除を行ったとき、契約者が本サービスの利用料金を月払いにて支払っている場合は、契約者は当社が解約作業を完了した月までの支払をするものとします。

第 17 条(認識符号およびパスワードの管理責任)

1. 契約者は、認識符号およびパスワード管理の責任を負います。認識符号およびパスワードを第三者に譲渡、貸与(名義貸しを含む。)、担保提供等することはできません。
2. 認識符号およびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を当社は負いません。
3. 認識符号およびパスワードを紛失し、わからなくなった場合において、当社は有料にて再発行します。

第 4 章 本サービスの内容

第 18 条(本サービスの利用の開始と提供)

1. 本サービスは、第 10 条(契約申込みの承諾)にて、当社が承諾の意思表示の後に別途電子メールなどで通知する利用開始日をもって利用開始とします。
2. 本サービスの詳細については当社が別途ウェブサイト上で定めるところによるものとします。
3. 当社は、前項により定める本サービスの内容を予告なく変更する場合があるものとします。当社はこの変更により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスを円滑に利用できるよう維持管理を行うものとします。

第 19 条(サポート)

1. 当社は、本利用契約に基づいて契約者に提供するサービスの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス(以下「サポート」とします。)を提供するものとします。ただし、当社が提供しているその他のサービスについては、この限りではないものとします。
2. 当社は、当社が別に定める営業時間内に限り、サポートを行うものとします。

第 20 条(死活監視)

1. ホスティングサービスに対して、24 時間の無人死活監視を行います。

- ハウジングサービスに対しては、別途、個別の契約がない限り、死活監視の対象外となります。

第 21 条(障害対応)

- ホスティングサービスに対して、第 20 条(死活監視)での異常検知、契約者からの要請による障害対応、その他障害が発生した場合、当社が別に定める営業時間内に限り、障害対応業務を行うものとします。
- ハウジングサービスに対しては、お預かりしているお客様のハウジング機器の管理、故障に関しては当社では責任を負わないこととします。ただし、当社が別に定める営業時間内に限りランプ点検や再起動は、ご担当者が確認できる場合に限り対応致します。

第 22 条(当社が自発的に行う修補)

- 当社は、ホスティングサービスに対して、本サービスを提供する際に必要な機器(以下「本サービス機器」といいます。)に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、機器の修補を行うものとします。
 - 本サービス機器が故障しこれが正常に動作しないとき。
 - 本サービス機器が第三者によって不正にアクセスされその基本ソフトウェアまたはその他の機能が不正に変更されたとき。
 - 本サービス機器がコンピュータウイルスに感染したとき。
 - その他当社が本サービスの提供のため必要と判断したとき。
- 当社は、ホスティングサービスに対して、いずれかの方法を選んでその本サービス機器の修補を行うことがあるものとします。
 - 筐体一式または一部部品の交換
 - 基本ソフトウェアの再インストール
 - 本サービスに必要な他のソフトウェアのインストール
 - 上記ソフトウェアの設定
 - その他の修補
- 本条に基づいて当社がその本サービス機器の修補を行い、またはこれを行わないことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ハウジングサービスに関しては、別途、個別の契約がない限り、本条は対象外となります。

第 23 条(データ等のバックアップ)

- 当社は、ホスティングサービスに対して、本サービス機器に保存されたデータ等について、サーバー設定情報の一部および標準コンテンツデータパスのバックアップを 1 日 1 回取得しま

す。ただし、お客様によりカスタマイズされ標準コンテンツデータベース以外に保存されたデータは対象外となります。

2. 当社は、ホスティングサービスに対して、本サービス機器に保存されたデータ等が、何らかの事由により破損した場合において、これを復元する事を試みるものとします。
3. 前二項は、保存したデータ等を復元することを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービス機器に保存されたデータ等が何らかの事由により破損または消失した場合において、これによって契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、本サービスに保存されたデータ等の破損に備えて、自らの費用負担と責任で定期的にその複製を行うものとします。

第 24 条(契約者に対する運用保守の協力要請)

当社の保守作業において、契約者に次の作業の協力を依頼する場合があります。

- (1) 契約者のサーバーの起動、停止
- (2) 契約者のサーバーの状況保存

第 5 章 通信

第 25 条(制限事項) 契約者は本サービスにおいて、次にあげるインターネットワークアドレス、ドメイン名を使用して本サービスを利用することとします。

- (1) インターネットワークアドレス 当社が指定するインターネットワークアドレス
- (2) ドメイン名 契約者が取得したもの、あるいは当社が指定するドメイン名

第 26 条(設備の修理または復旧)

本サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、契約者の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧の旨を請求することが出来ます。

当社の電気通信設備に障害を生じ、またはその設備が滅失したことを当社が知ったときは、速やかにその設備の修理・復旧を行います。

第 27 条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うべく、本サービスの利用を制限することがあります。

第 28 条(利用の中止)

1. 当社は次に掲げる事由があるときは、本サービスの中止をすることがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむをえない事由があるとき
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむをえない事由があるとき
2. 当社は、本サービスの利用を中止するときは、契約者に対し、事前にその旨ならびに理由、期間を通知します。

ただし、緊急やむをえない事由があるときは、この限りではありません。

第 6 章 利用料金

第 29 条(料金体系)

1. 料金体系は次のとおりとします。
 - (1) 設定料金
 - (2) 利用料金
 - (3) 工事費
2. 利用料金には、基本利用料金とオプション利用料金があります。

第 30 条(料金および工事費)

当社が提供する本サービスの利用料金および設定料金、利用料金、工事費は別途定めます。

第 31 条(料金の計算方法)

1. 利用料金の計算は 1 年間単位とします。
2. 料金計算は、サービス請書に記載された利用開始日から翌年の利用開始日前月末日を 1 料金単位として算定します。

第 32 条(料金および工事費の支払義務)

契約者が当社の提供する本サービスの申込みをし、当社がそれを引き受けたときは、本約款第 30 条の規定の料金を支払うことになります。

第 33 条(料金等の請求および支払)

1. 本サービスの利用料金の支払は、契約者が当社の定めた期日までに遅延なく支払うものとします。
2. 加入、工事等に関わる一時的費用は、前項の利用料金支払時に併せて支払うものとします。
3. 料金支払方法が月払いの場合、前月末日までに遅延なく支払うものとします。

4. 料金支払方法が月払いの場合、設定、工事等にかかわる一時的費用は、初回の利用料金支払時に併せて支払うものとします。
5. 設定料金、利用料金等は解約時にも返金いたしません。

第 34 条(違約金)

1. 本約款第 8 条第 1 項に定める本サービスの最低利用期間内に本サービスを解約する場合には、契約者は違約金として当社に以下の支払をするものとします。
 - (1) 料金支払方法が年間一括払いの場合、契約者が当社に支払った利用料金を当社が契約者に返金をしないことで違約金とします。
 - (2) 料金支払方法が月払いの場合、当社が定める契約期間(1 年間)満了までの月額利用料残の合計を、契約者は当社に一括にて支払うものとします。
2. 最低利用期間経過後、本約款第 37 条に定めている当社判断による本サービスの契約解除を行った場合、契約者は違約金として当社に以下の支払をするものとします。
 - (1) 料金支払方法が年間一括払いの場合、契約者が当社に支払った利用料金を当社が契約者に返金しないことで違約金とします。
 - (2) 料金支払方法が月払いの場合、当社が定める契約期間を基準とし、満了までの月額利用料金残の合計を、契約者は当社に一括にて支払うものとします。
3. 前二項にかかわらず、契約者が消費者契約法に定める消費者に該当する場合、当社は事業者が生じる平均的な損害の範囲内で違約金を請求するものとします。

第 35 条(金額の端数処理)

料金その他の金額計算にて、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

第 7 章 提供の停止等

第 36 条(提供の停止)

1. 当社は、本サービスの契約者が以下のいずれかまたは次条第 1 項に定める事項に該当すると認める場合、理由、停止日、停止期間を通知し、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても料金、延滞利息を支払わないとき。
 - (2) 以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - ①他の加入者、または第三者、もしくは当社の著作権侵害
 - ②他の加入者、または第三者、もしくは当社への誹謗、中傷
 - ③他の加入者、または第三者、もしくは当社への脅迫
 - ④他の加入者、または第三者、もしくは当社に不利益を与える行為

- ⑤故意に他の通信の妨げになる行為
- ⑥公序良俗に反する行為(猥褻・冒瀆的な発言など)
- ⑦法令に違反するもの、または違反の恐れのある行為
- ⑧輸出条例に違反する行為
- ⑨その他、当社が不適切と判断した行為

(3) 前各号のほか、この規約の規定に違反する行為で、当社または第三者の業務遂行に支障を及ぼす、及ぼす恐れのある行為をしたとき。もしくは当社または第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼす、及ぼす恐れのある行為をしたとき。

2. 停止期間中の料金の返金はいたしません。契約者の支払方法が月払いの場合は、当社が定めている月額利用料金を当社へ支払うものとします。

第 37 条(契約の解除)

1. 前条に基づく停止期間経過後も以下に該当している場合、当社は契約者の承諾なく本サービスを解除することがあります。
 - (1)利用契約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2)支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (3)反社会的勢力(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている場合
2. 当社は、前項に加え、契約者が次の各号のいずれか一にでも該当した場合、催告その他の手続を要しないで、直ちに、本サービスの提供の停止、利用契約の全部または一部の解除その他必要な措置をとることができるものとします。
 - (1) GMO インターネットグループのいずれかの会社に対する債務の履行を遅延し、または、履行しないとき
3. 当社が本サービスの解除を行った際には違約金が発生します。契約者は本約款第 34 条に基づき、当社に違約金を支払うものとします。

第 8 章 損害賠償

第 38 条(責任の制限)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により、契約者または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、一切のその責任を負わないものとします。なお、故意または重過失の場合はこの限りではありません。
 - (1) 本サービスに蓄積または転送されたデータ、プログラムおよびその他一切のデータ等が当社のサーバーもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により滅失し毀損し、または外部に漏れた場合
 - (2) 契約者もしくは第三者が本サービスに接続することができず、または本サービスに接続するために通常よりも多くの時間を要した場合
 - (3) 契約者もしくは第三者が本サービスに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要した場合
 - (4) 当社が本サービスを提供するうえで必要となるソフトウェアのバージョンアップ等を行った事に起因して契約者の本サービスの利用に影響を与えた場合
2. 当社は、本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、契約者が本サービスを適切に利用することができなくなった場合であってもこれにより契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービス自体により契約者または第三者に生じた損害および本サービスに関連して契約者または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社が、本サービスの提供に際して、契約者に賠償責任を負う場合であっても、その金額は、本サービスの月額料金を上限とするものとします。

第 39 条 (SLA について)

当社が提供すべき本サービスの全て、あるいは一部を当社の責に帰すべき理由により契約者が全く利用できない(当社が本サービスを全く提供しない場合、もしくは本サービスの支障が著しく、本サービスが全く利用できない場合とし、以下「利用不能」とする。)ために、契約者に損害が発生した場合、契約者が利用不能となったことを当社が知った時刻より 24 時間以上利用不能状態が継続したときに限り、当社は契約者の請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数値(小数点以下は切り捨て)に月額利用料金額の 30 分の 1 を乗じて算出した額を賠償の限度とし、契約者に発生した通常損害の賠償請求に応じます。ただし回線負担による応答速度の悪化に対して、当社は一切の責を負いません。

第 40 条 (免責事項)

当社は、契約者の本サービスの利用に関して、次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。

- (1)天災地変等当社の責に帰し得ない事由により、当社が本サービスの全部、または一部の履行ができない場合に契約者に損害が発生した場合。
- (2)第三者が、認識符号等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者はまたは第三者に損害を与えた場合。
- (3)第 39 条に定める請求を、契約者がその事由が発生してから 3 ヶ月を経過する日(事由発生日を算入せず 3 ヶ月とします。当該日が土曜、日曜、祝日の場合はその前営業日)までに行わなかった場合。
- (4)契約者に、第 27 条、第 28 条に定める事由により損害が発生した場合。
- (5)本サービスによって得る情報の使用によって契約者に損害が発生した場合。
- (6)お客様が当社のサーバーに蓄積した、もしくは転送したデータが、何らかの事由により損失した場合。また、それによりお客様に生じた損害。

第 9 章 雑則

第 41 条(延滞利息)

当社が提供する本サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者が請求書に指定した期日までにその料金を支払わないときは、支払の期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うこととします。

第 42 条(契約者の義務)

1. 当社が設置するインターネット接続装置等の設備について、契約者は次の事項を遵守することとします。
 - (1)善良な管理者の注意をもってその設備を維持、管理すること。
 - (2)天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動、取り外し、変更、または分解しないこと
 - (3)当社が承諾したとき、または天災、その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結、または他の機器等を取り付けないこと。
2. 契約者は、当社が設置する設備について善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。
3. 前 2 項の規定に違反してその設備を滅失、または毀損したときは、その補充、修理、その他の工事に要する費用の全てを契約者が負担するものとします。

4. 契約者は、本サービスの利用により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任において解決する義務を負うものとします。解決に伴う費用は全て契約者が負担するものとします。
5. 契約者は、当社から付与された認識符号、インターネットアドレス、ドメイン名管理の責任を負います。認識符号、インターネットアドレス、ドメイン名を忘れた場合や、盗まれた場合、契約者は速やかに当社に届け出る必要があります。契約者が当社への届け出を怠り、損害を被った場合には、当社は一切の責任を負いません。
6. 契約者が他のネットワーク(国内外全て)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこととします。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
7. 契約者は、本サービスから得た情報を転送、転売、その他いかなる使用を行う際には、著作権者ならびに当社の事前承認を得る必要があります。
8. 契約者は、本サービスから得た情報を日本の輸出管理令やその他の法令に定める禁輸国向けに直接提供、または第三者をして提供できません。
9. 契約者は、本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知してください。

第 43 条(技術的事項)

1. ホスティングサービスにおける責任の分岐点
ホスティングサービスにおいては、当社の提供するディスクスペースに契約者が保存するデータに関し、当社は一切責任を持たないこととします。
2. ハウジングサービスにおける責任の分岐点
ハウジングサービスにおいては、責任の分岐点は当社が提供する集線装置のポートとします。お客様のサーバー管理、ハードウェアの故障、運用障害に関しては、当社は一切責任を持たないこととします。
3. ハウジングサービスにおける物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件
ハウジングサービスにおいて、当社が提供する条件は以下のとおりです。
 - (1)物理的条件……1/4 ラック(幅 530mm×高さ 270mm×奥行き 600mm)
 - (2)通信の電気的特性…10BaseT または、100BaseT の UTP コネクタ
 - (3)電源の電気的特性…AC100V、300W 以下(オプションで電力追加は可能)

第 44 条(協議)

本約款に記載されていない事項で、本サービスを提供するうえで必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上、定めるものとします。

第 45 条(消費税)

1. 当社がホームページ上にて公開している金額は消費税を含んでおりません。
2. 第 41 条に規定する延滞利息については、前項の規定は適用しません。
3. 第 38 条の規定により当社が契約者に支払うこととなる損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

第 46 条(振り込み手数料)

契約者が当社の請求に対する支払銀行を通じて支払う場合には、契約者はその振り込み手数料を負担するものとします。契約者が振り込み手数料を負担していない場合には、手数料金額を後日請求する場合があります。

第 47 条(秘密情報の取扱い)

1. 契約者および当社は、本サービスの利用または提供に関連して相手方から提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を指定して開示した情報(以下「秘密情報」とします。)を厳重に管理し、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1)開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2)開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3)開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
 - (4)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5)相手方の秘密情報によらず独自に開発した情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、法令の定めに基づき、または権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの提供、運営または改善に必要な範囲において、当社の委託先または再委託先(生成 AI サービス提供事業者を含みます。)に対して秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は当該委託先に対し、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 10 章 紛争の解決等

第 48 条(準拠法)

本約款は、日本法に従い、解釈・適用されるものとします。

第 49 条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第 50 条(分離可能性)

本約款の一以上の条項が、裁判所等の決定により、無効あるいは履行不能であると宣言された場合であっても、その他のいかなる条項および関連する規定類の有効性ないし履行可能性は何らの影響も受けないものとします。無効あるいは履行不能と宣言された条項は、法令に従い当社および登録者の当初の意図を反映した条文に変更されるものとします。

附則

1. 本約款は平成 14 年 7 月 1 日より実施された約款を改正したものであり、本約款第 2 条に基づき、令和 7 年 10 月 1 日より適用されます。
2. 本約款は、本約款第 2 条に基づきさらに改定され、令和 8 年 9 月 1 日より適用されます。